

## 第1章 ICカードの基本原則

### (ICカードの定義)

第1条 この約款でいう広島大学消費生活協同組合（以下、生協という）のICカードとは、以下の2つを指します。また、この約款に基づいて生協の組合員にはICカードが発行されます。

(1) 生協が定款で職域として規定する国立大学法人広島大学（以下、大学という）のICチップが搭載されたICカード身分証（学生証、職員証、利用登録証）に、大学との契約によって(2)の機能を搭載したカード（以下、大学カードといいます）

(2) 生協が発行する組合員認証機能と組合員に提供される付加価値認証機能を搭載した組合員カード（以下、メンバーズICカードといいます）

### (約款の効力)

第2条 大学カードは大学との契約に基づき発行され、メンバーズICカードはこの約款に基づき発行されます。したがって、大学カードの生協との契約以外の身分証機能は、当約款の規定の範囲外とします。

### (ICカードの利用)

第3条 組合員は、ICカードに搭載されたICチップを利用して生協の提供するサービス、並びに生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができます。

2 組合員は、カードの利用にあたっては本約款を遵守するものとします。

3 組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員の資格を喪失すると同時に、本条第1項のサービスを受けることができなくなるものとします。

### (ICカードの紛失・盗難)

第4条 組合員が、ICカードを紛失するか、盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。

2 ICカードを紛失するか盗難にあった組合員が、当該ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該ICカードを再利用できるものとします。

3 ICカードを紛失・盗難その他の事由により他人に利用された場合に生じた一切の損害については、組合員がこれを負担するものとします。

### (ICカードの再発行)

第5条 組合員は、ICカードの紛失・盗難、汚損、その他の事由により、ICカードの再発行を依頼する場合には、大学カードについては再発行申請書を大学が指定する部署に、メンバーズICカードについては再発行申請書を生協に提出し、承認を得るものとします。

2 大学カードの再発行を受ける場合の手数料は大学の規定に従うものとし、メンバーズICカードの場

合は生協所定の手数料を負担するものとします。

(不備の申し出)

第6条 組合員は、ICカードの発行または再発行を受けた場合は、直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく生協に届け出るものとします。

(個人情報)

第7条 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

(届出事項の変更)

第8条 組合員は、生協に届け出ている個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

2 前項の届出によりメンバーズICカードを再発行する必要がある場合は、当該再発行にかかる第5条第2項の手数料は無料とし、大学カードの場合は大学の規定に従うものとします。

3 組合員は、第1項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(プライバシー情報の保護)

第9条 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、組合員がICカードを利用することによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

(ICカードの利用停止)

第10条 組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該組合員のICカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- ① 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ② 本約款のいずれかに違反した場合
- ③ ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ ICチップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤ その他、組合員のICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 組合員が、自らICカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

(ICカードの返却)

第11条 組合員が当組合の組合員でなくなった場合は、大学カードについては広島大学が規定する方法で返却等を行うものとします。メンバーズICカードはただちに返却するものとします。

## 第2章 ICカードの機能・サービス

### 第1節 電子マネー機能の利用

#### (電子マネー利用方法)

第12条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、生協が指定した金額を生協に持参、もしくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることによって、納めた金額と同等の入金額を、ICカード対応機器等を用いて、ICチップに記録することができます。また、本約款第18条第2項や24条第2項で定める方法によって、ICカード対応機器でポイントから変換することにより、ICチップに入金額を記録することができます。ICチップに記録された金額を電子マネーと呼びます。

2 組合員は、本条第1項により記録された金額もしくは生協が指定する割増率で増額された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という）においてICカード対応機器で記録された金額を読み取ることで、入金した金額相当額で、指定店舗における決済代金（商品代金、送料、手数料または消費税を含む）の全部または一部の支払いとして利用するか大学生協が指定するサービスを受けることができるものとします。

#### (電子マネー利用の限度額・手数料等)

第13条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、電子マネーの1回あたりの利用限度額、入金金額に対する割増を設定する場合は、その割増率を定め、これを組合員に通知するものとします。

2 組合員の電子マネー利用手数料は無料とします。

3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

#### (電子マネーが利用できない場合)

第14条 組合員は、次の場合には、ICカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① ICカードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりICカードを利用することができない場合
- ② 生協がICカードで利用できない商品及びサービスを指定している場合

#### (ICカードの紛失・汚損等による電子マネーの処理)

第15条 ICカードの汚損により、電子マネー金額の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、本約款第5条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 組合員がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第4条及び第5条に従い、届出を行うものとします。カード読み取り機のトラブルにより利用ができなくなったときも同様とします。なお、紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定によるICカードの回収も含まれます。

3 第1項と第2項において組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該ICカードに電子マネー未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたICカードにこれを記録するものとします。ただし、再発行から2カ月以上経過後は電子マネー未使用残高の確定ができない場合があります。その場合は、電子マネー未使用残高の保証は行いません。

(返金・返品 of 禁止)

第16条 電子マネー未使用残額の返金は、組合員の脱退等の事由により、組合員がICカードの使用を停止し、生協所定の手続きによってICカードを生協に返却する場合または大学カードから電子マネー残高を全額減算する場合を除き行わないものとします。

2 前項にいう電子マネー未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、生協が定めた所定の方法により行うものとします。

第2節 ポイント機能の利用

(ポイントの発生)

第17条 生協は組合員に、電子マネー利用金額に対応して算定された特典、もしくは生協において所定の条件・方法により設定された特典(以下、「ポイント」という)を付与することができます。

2 ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。

3 ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率ならびに付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

(ポイントの蓄積と利用方法)

第18条 組合員は、本約款第17条により発生するポイントをICカードに蓄積することができます。

2 蓄積されたポイントは生協が定める基準で電子マネーとしてICカードに自動的に加算されます。

(ポイントが蓄積できない場合)

第19条 組合員は、ICカードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりICカードを利用することができない場合に、ポイントが蓄積できないことをあらかじめ承諾するものとします。

2 組合員が利用の場面でICカードを提示しなかった場合はポイントを付与しません。

(ICカードの紛失・汚損等によるポイントの処理)

第20条 ICカードの汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、組合員は本約款第5条の再発行の届出を行うものとします。

2 組合員がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第4条及び第5条の届出を行うも

のとします。カード読み取り機のトラブルにより利用ができなくなったときも同様とします。なお、紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定によるICカードの回収も含まれます。

3 第1項第2項において組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該ICカードにポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたICカードにこれを記録するものとします。ただし、再発行から2カ月以上経過後はポイント残高の確定ができない場合があります。その場合は、ポイント残高の保証は行いません。

(換金・譲渡の禁止)

第21条 組合員は理由の如何を問わず、ポイントを他人に譲渡・担保提供、又は相続することはできません。

(ポイントの失効)

第22条 組合員が組合員資格を喪失した場合は、当該の組合員に付与されたポイントの権利は失効するものとします。

### 第3節 Webポイント機能の利用

(Webポイントの発生)

第23条 生協は組合員に、生協において所定の条件・方法により設定された特典(以下、「Webポイント」という)を生協が指定する電子媒体(生協のWebシステム)上で付与することができます。

2 Webポイント対象店舗、商品、サービスやポイントの付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。

3 ポイント対象店舗、商品、サービスやポイントの付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

(Webポイントの蓄積と利用方法)

第24条 組合員は、本約款第23条により発生するポイントをWebシステム上に蓄積することができます。蓄積内容・状況は「大学生協マイページ」の中で確認することができます。

2 組合員は、大学生協マイページ上で、生協が定める換算率により第2章第1節で定める電子マネーへの変換を申請することができます。また、ICカードを提示し、ICカード対応機器によって電子マネーを受け取ることができます。

(Webポイントの失効)

第25条 組合員が組合員資格を喪失した場合は、当該の組合員に付与されたWebポイントの権利は失効するものとします。

#### 第4節 ミールカードの利用

##### (ミールカード機能の定義)

第26条 ICカードにおいて、生協が指定した期間、かつ生協が指定した食堂等の店舗（以下「指定食堂等」という）、かつ生協が指定した営業日・営業時間および指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食事等の商品を利用することができる機能をミールカード機能とといいます。

2 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、支払手続きをすることによって、生協が指定したICカードに搭載したミールカード機能を使用することができます。このような組合員をミールカード利用組合員とといいます。

##### (ミールカードの契約・利用方法)

第27条 組合員は、この約款に合意の上、生協が定める所定の手続きをすることによって契約が成立し、ミールカード機能を利用することができます。

2 申込者は、一括、または口座引き落としによる分割払いにてその利用料金を支払うことができます。

3 期間途中でのお申し込みの際は、一ヶ月単位とし、申し込みの月初から期間終了までの分を申込金とします。

4 ICカードによるミールカード機能は申し込んだ組合員のみが利用できるものとし、当該機能を第三者へ貸与または譲渡することは禁止します。また、他人の食事への利用(いわゆるおごり)はできません。

5 2月末時点で支払い済み金額(一括払い換算額)から利用済み金額を差し引いた差が10,000円以上あった場合は、その額から10,000円差し引いた金額を返金することとします。返金は原則として翌年のミールカードの申込金の一部に充てることとし、継続しない場合および申込金を超す部分については電子マネーで返金することとします。

##### (ミールカード機能の利用限度額等)

第28条 生協は、ミールカードの利用期間、1日当たりの利用限度額、ミールカードで利用できる食事等の商品の範囲、その他ミールカードの利用にあたって必要な事項を定め、必要に応じてミールカード申込者へ通知します。

2 ミールカードの申し込みに係る入金額に対する利息は、利用の有無、入金の間を問わず、無利子とします。

##### (ミールカードが利用できない場合)

第29条 ミールカード利用組合員は、次の場合には、ミールカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- (1) 指定食堂等が営業していない場合および営業時間外

(2) 本約款第28条第1項による食事等商品以外の商品購入およびサービスの利用の場合

(3) 本約款第27条第4項で禁止するミールカード利用組合員本人以外による利用、ミールカードの他人への貸与による利用を生協が発見した場合の生協が指定する該当期間

(4) ミールカード利用期間を越えた場合

(5) 生協が定める1日あたり利用限度額を超えた場合（超えた部分は、現金または電子マネーで支払うことができます）

(6) ICカードの紛失、汚損の場合

(7) 指定食堂等の端末機の故障、停電、予測できない天災等によりICカードを利用することができない場合

(8) 分割払いの場合で指定の期限に引落しができない場合の生協が指定する該当期間

（ICカードの紛失・汚損等によるミールカード機能の処理）

第30条 ICカードの汚損により、ミールカードの読み取りができなくなった場合、またはICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ミールカード利用組合員は本約款第5条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 ミールカード利用組合員がICカードを紛失し、または盗難にあった場合は、本約款第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。カード読み取り機のトラブルにより利用ができなくなったときも同様とします。なお、紛失には大学カードの場合の大学カードに関する規定によるICカードの回収も含まれます。

3 第1項第2項の場合において、ミールカード利用組合員がミールカード申込者であり、当該ミールカードがミールカード利用期間内である場合、生協は再発行されたICカードにミールカード機能を設定するものとします。

（返品・返金）

第31条 ミールカードで購入した食事等の商品についての返品及びミールカード代金の返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合ならびに本約款第32条による場合のほかは、受け付けないものとします。

（契約内容の変更・解除・解約）

第32条 ミールカード組合員は、利用期間内でのコースの変更が1回に限りできます。変更は月初からとし、変更の際には差額を返金もしくはお支払いいただきます。

2 次の何れかに該当する場合はミールカード契約が解除となります。

(1) ミールカード契約者が生協の組合員資格を失った場合。

(2) 口座引き落としによる分割払いでの契約において、支払が滞った場合。ただし、生協所定の手続きを行うまでの期間に滞った支払い分については、ミールカードの利用状況に関係なくお支払いいただくこととします。

(3) 第27条第4項に定める不正利用が判明した場合。

3 中途退学、休学、3月末を含む期間の疾病での長期入院(30日以上)および留学によりミールカードを利用できなくなった場合には、ミールカード組合員からの事前の生協所定の手続きによる申請を受けて、途中解約を受付け、支払い済み金額と利用済み金額の差額を返金するものとします。返金は原則としてミールカード組合員の保護者の銀行口座への振込にて行います。

4 3項以外の事由による中途解約、および第2項(2)による契約解除の場合は、支払い済み金額(一括払い換算額)より1万円を差し引いた金額と利用済み金額との差額を返金するものとします。原則としてICカードに入金することで返金することとします。ただし、計算により返金額がマイナスの場合は、その金額を追加でお支払いいただきます。

5 この契約を期間中で解除、解約した場合、同じ期間内で再度お申込を行うことはできないものとします。

## 第5節 仮カード・仮ミールカードの利用

### (仮カード・仮ミールカードの発行)

第33条 組合員は、ICカードが発行されるまで、生協所定の手続きにより、当該組合員の認証番号を付与はしないが、電子マネー機能、ポイント機能が使用できる仮カード、もしくは電子マネー機能、ポイント機能、ミールカード機能が使用できる仮ミールカードの発行を受け、メンバーズICカードと同様のサービスを受けることができます。

2 ただし、仮カード及び仮ミールカードは個々の組合員の認証番号が付与されないため、認証番号を活用した利用情報の提供等ができないことを、組合員は予め承諾したものとします。

3 仮カード及び仮ミールカードの発行を受ける際に、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

### (仮カード・仮ミールカードの返却)

第34条 前条第1項により仮カード又は仮ミールカードを付与されていた組合員が、ICカードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。本約款第30条でいう預託金が定められ、組合員から預託金を預かっていれば、生協は仮カードの返却を受けた場合、預託金を返却します。仮カードを紛失した場合は、預託金の返却はないものとします。

### (仮カード・仮ミールカードの残額移行)

第35条 仮カード又は仮ミールカードの発行を受けた組合員が仮カード又は仮ミールカードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード又は仮ミールカード上の電子マネー残高、ポイント残高、ミールカード設定をICカードに移行することができます。



### 第3章 その他

#### (利用履歴の提供)

第36条 生協は、組合員のICカードの電子マネー利用及びミールカードの履歴(以下、利用履歴という)の一部を組合員にもしくは組合員の保護者等に提供します。

2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、ICカード入金額、電子マネー残高等を指します。

3 利用商品とは生協の店舗、食堂等においてPOSレジで精算された商品であり、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指します。ただし、POSレジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。

4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体(生協のWebサイト)または生協があらかじめ定めた事項については一部を紙媒体によって提供し、その利用は、組合員が申し込みすることで提供されます。

5 組合員は、利用履歴を保護者等に提供することを承諾したものとします。

6 生協は提供した利用履歴の不正などにより、組合員及び保護者等に不利益が生じた場合もその損害を補償しません。

#### (利用履歴提供の終了・中止・変更)

第37条 生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあることを、利用者は予め承諾したものとします。

2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。

3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。

- (1) コンピュータシステムの保守点検
- (2) システムの切り替えによる設備更新
- (3) 天災、災害による装置の故障
- (4) その他予期しない障害の発生

#### (規則の遵守と損害の負担)

第38条 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

#### (本約款の変更・廃止等)

第39条 生協は、ICカードの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

2 前項の場合、生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。

(1) 店舗での掲示

(2) Web サイトへの掲示

3 この約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

4 この約款に定めのない事項およびこの約款の解釈に疑義が生じた場合は、生協の理事会が決定します。

(準拠法)

第 40 条 この約款に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 41 条 組合員は、この約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

付則

(施行)

第 1 条 本約款は 2019 年 12 月 1 日から施行します。

(電子マネーの通称)

第 2 条 本約款でいう電子マネーの通称は「MYple (マイプル)」です。

【改定履歴】

改定版数	制・改定日	改定理由・改定内容
第 1 版	2019 年 11 月 27 日	理事会決定
	2019 年 12 月 1 日	施行
第 2 版	2020 年 11 月 25 日	第 27 条 5 改訂(理事会決定)